

PPP／PFI 推進アクションプラン
(令和4年改定版)
(案)

令和 年 月 日

目次

1		
2		
3	1. PPP／PFI 推進に当たっての考え方	1
4	(1) 基本的な考え方	1
5	(2) 推進の方向性	2
6	i) 地域における活用拡大	2
7	ii) 活用対象の拡大	3
8	iii) 民間による創意工夫の最大化	4
9	iv) 地域の主体の能力強化と人材の確保	5
10	2. PPP／PFI の推進施策	6
11	(1) 多様な PPP／PFI の展開	6
12	i) 新たな PPP／PFI 活用モデルの形成	6
13	ii) 公的不動産等における官民連携の推進	8
14	iii) 広域化・集約化等に向けた支援等	10
15	(2) 地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援	12
16	i) PPP／PFI 手法の優先的検討等の推進	13
17	ii) 首長、地方議会等の機運醸成に向けた情報提供等	14
18	iii) マニュアル等の整理・周知による地方公共団体の負担軽減	15
19	iv) 専門的な人材の派遣、育成、活用の支援等	16
20	v) 民間企業・金融機関の人材の確保	16
21	vi) 地方公共団体の PPP／PFI 導入検討の財政支援等	17
22	vii) 民間提案の積極的活用	18
23	viii) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資する PPP／PFI の推進	18
24	(3) 取組基盤の充実	19
25	i) 情報の充実・情報活用機会の充実	20
26	ii) 制度改善	20

1	(4) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	22
2	3. PPP／PFIアクションプラン推進の目標	25
3	(1) 事業規模目標	25
4	i) 目標設定の考え方	25
5	ii) 類型毎の考え方	26
6	①公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（類型Ⅰ）	26
7	②収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP／PFI事業（類型	
8	Ⅱ）	27
9	③公的不動産の有効活用を図るPPP事業（類型Ⅲ）	27
10	④サービス購入型などのPPP／PFI事業（類型Ⅳ）	28
11	iii) 目標	29
12	(2) 重点分野と目標	29
13	i) 重点分野の選定の考え方	29
14	ii) 各重点分野における取組	30
15	①空港	30
16	②水道	31
17	③下水道	33
18	④道路	35
19	⑤スポーツ施設（スタジアム・アリーナ等）	35
20	⑥文化・社会教育施設	36
21	⑦大学施設	37
22	⑧公園	38
23	⑨MICE施設	38
24	⑩公営住宅	39
25	⑪クルーズ船向け旅客ターミナル施設	39
26	⑫公営水力発電	40

1	⑬工業用水道.....	41
2	⑭その他分野横断的事項.....	42
3	4. P D C Aサイクル.....	42
4	（1）アクションプランのP D C Aの進め方.....	42
5	5. その他.....	42
6		
7		
8		

1. PPP／PFI 推進に当たっての考え方

(1) 基本的な考え方

PPP／PFIの推進は、公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的で良好な公共サービスを実現することで、次のような様々な効果が期待できる。

国及び地方公共団体の財政状況が厳しさを増すとともに人口減少に伴い職員の減少が見込まれる中で、老朽化が進むインフラを維持していくことが求められている。PPP／PFIの推進によって、公共施設等の建設、維持管理等に係る財政、人員等の行政の効率化が図られることにより、財政健全化とインフラの確保の両立をはじめ、多様な政策ニーズに的確に対応し、適切かつ効果的な賢い支出による経済・財政一体改革に貢献することが期待される。

その一方で、PPP／PFIは、新たな雇用や投資を伴う民間のビジネス機会を拡大するものである。収益施設の併設等の民間の収益事業が展開されることで、その効果は一層拡大する。さらに、PPP／PFIの促進を通じ潤沢な民間資金の流れを作ることで、資金提供主体としてのインフラファンドの育成や、投資家から資金の調達を行うインフラ投資市場の整備が促進される。新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱としてPPP／PFIを推進することで、民間投資を誘発し、成長と分配の好循環の実現に貢献することが期待される。

PPP／PFIによる良好な公共サービスの提供や民間の収益事業の展開は、地域の賑わいの創出や、地域課題の解決に資する取組を実現するとともに、官民のパートナーシップ形成を通じ、持続可能で活力ある地域・経済社会の実現に向けた取組を促進する。PPP／PFIの推進による魅力的で活力ある地域の実現は、デジタル田園都市国家構想などの推進に貢献することが期待される。

官民の適切な役割分担の下、民間の創意工夫を活用するPPP／PFI手

1 法は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素化、デジタル
2 技術の社会実装など、新たな政策課題への取組においても有効であり、SD
3 Gs（持続可能な開発目標）の達成にも寄与すると考えられる。

4 5 (2) 推進の方向性

6 期待される効果の最大化を図るため、PPP/PFIを質と量の両面から
7 充実させるとともに、PPP/PFI事業がもたらす効果が広範に波及し、
8 更なる事業の実施につながる好循環を生み出すことが重要であり、次に掲げ
9 る方向性でPPP/PFIを推進していく必要がある。

10 また、PPP/PFIが自律的に展開するための基盤を早期に整えるため、
11 事業規模目標期間（令和4年度から令和13年度までの10年間をいう。以
12 下同じ。）のうち令和4年度からの5年間を重点実行期間と位置づけ、支援策
13 の拡充・重点的な投入を行うなど、以下に掲げる取組を集中的に講じること
14 とする。

15 16 i) 地域における活用拡大

17 PPP/PFIの充実に向けては、活用される地域の拡大と、各地域にお
18 けるPPP/PFIの継続的な活用が重要である。

19 優先的検討規程¹など、PPP/PFI手法を積極的に検討する仕組みやP
20 DCAサイクルのもと事後評価等を通じて手法の改善を検討する仕組みの定
21 着を促進するとともに、地域プラットフォーム²など関係者の連携の場の構築
22 等を推進し、各地域におけるPPP/PFIの定着に取り組む必要がある。

23 また、PPP/PFIにより生み出される多様な効果を動画等分かり易い手
24 法でアピールするなど発信力を強化し、機運醸成を図る必要がある。

¹ 公共施設等の整備等を行う際にPPP/PFI手法を優先的に検討することを定める優先的検討規程をいう。

² 地域におけるPPP/PFI事業の関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学金で構成された地域プラットフォームをいう。

1 規模の小さい地方公共団体における活用の促進に向けては、これまで P P
2 P / P F I が活用されてきた国や地方公共団体に対する方策とは異なるアプ
3 ローチも必要となる。例えば、地域交流の場である公園、公民館等の身近な
4 施設を対象とした P P P / P F I モデルの形成、地方公共団体等の一層の負
5 担軽減や分かり易さの向上に向けたマニュアル等の見直し、地方公共団体に
6 対する積極的な支援の継続・強化など、規模の小さい地方公共団体や地域の
7 民間事業者等も P P P / P F I に取り組みやすい環境の整備をさらに進めて
8 いく必要がある。また、地域課題の解決や、地域企業の参画拡大につながる
9 具体的な効果を発信する必要がある。

11 ii) 活用対象の拡大

12 P P P / P F I は比較的規模の大きいハコモノの建設を中心に活用されて
13 きたが、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスの実現に民間のノウ
14 ハウを活かす観点からは、規模の小さい施設や、インフラ等の維持管理・修
15 繕・更新、運営により提供されるサービスに民間の創意工夫の発揮が期待で
16 きる公共施設、人工衛星等の新たに活用の展開が期待される公共施設等へと
17 P P P / P F I 活用の裾野を拡大することが重要である。さらに、公共施設
18 等運営事業についても、既存の制度や枠組みにとらわれることなく、新たな
19 分野での活用を追求し続けることが重要である。このため、先行事例を踏ま
20 えた戦略的な働きかけや、関係省庁の施策を共有・分析して効果的な施策を
21 分野横断的に展開する必要がある。

22 これらの多様な P P P / P F I の展開に当たっては、国の支援策と株式会
23 社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）のコンサルティング
24 を重点的に活用し、新たな P P P / P F I 活用の先導的事例の早期形成に取
25 り組むことや、P P P / P F I 事業を実施する上で明らかになったり、地方
26 公共団体・民間事業者等から寄せられたりした課題や社会・経済の変化に伴
27 い制度・運用の障害が生じている事項等を適切に把握し、見直しを図ってい

1 ことが重要である。さらに、企業版ふるさと納税やクラウドファンディン
2 グ等、新たな資金調達手法について積極的な活用を図ることや、単独では事
3 業化が困難な場合であっても、「バンドリング³」や「広域化⁴」等により事業
4 としての成立性を高めるなどの工夫を行うことも重要である。

5 カーボンニュートラル、地方創生などの政策課題には、官民の適切な役割
6 分担による総合的なアプローチが求められる。PPP／PFIの観点からは、
7 個別施設ごとではなく案件形成のプロセスの早期の段階で包括的にPPP／
8 PFIの活用を検討することや、民間の技術・ノウハウと公共のニーズのマ
9 ッチングでPPP／PFIの活用につなげる視点が有効である。

10 さらに、人口減少・高齢社会の到来で新たに必要となるサービスや地域交
11 通など需要減少等で今後持続可能性に課題が生じるサービスの増大が見込ま
12 れており、官民の適切なリスク分担や民間の創意工夫の活かし方などPPP
13 ／PFIが蓄積してきた経験とノウハウを活かし、官民連携による提供・維
14 持に貢献していくことも考えられる。

15 16 iii) 民間による創意工夫の最大化

17 PPP／PFIの活用による効果を高めるには、民間の創意工夫が最大限
18 発揮されることが重要であり、性能発注化の推進や収益施設の併設等を伴う
19 PPP／PFI事業の推進が必要である。

20 民間の創意工夫を発揮する余地を拡大する観点からは、事業期間を長く設
21 定していくことや、公共施設等運営事業など民間の自由度がより高い手法に
22 発展させていくという視点も重要である。

23 また、民間の創意工夫を発揮する上で障害となり得る制度面の課題を汲み
24 上げ、運用上の対応を明確化することや制度の改善検討を促すなど、PPP
25 ／PFIを民間が活動しやすい規制改革・行政改革の端緒とする視点が重要

³ 同種又は異種の複数施設を一括して事業化する手法をいう。

⁴ 複数の地方公共団体が公共施設等の管理者等となってPPP／PFI事業を実施する手法をいう。

1 である。

2 さらに、民間発意によるPPP／PFI事業の案件形成を促進するため、
3 地方公共団体における官民連携体制の明確化、実効性のある民間提案制度の
4 導入に向けた取組の強化等が必要である。また、地域プラットフォーム等に
5 おいて、行政と民間が地域の抱える課題と活用可能な資源を共有することも
6 有効と考えられ、地域プラットフォームの全国展開と機能強化が重要である。

7 8 iv) 地域の主体の能力強化と人材の確保

9 PPP／PFI事業の実施が次の事業の実施につながるという好循環を全
10 国で生み出すには、地方公共団体、地域の民間事業者、地域金融機関などP
11 PPP／PFIに携わる主体の能力強化と人材の確保が重要である。

12 このため、これまでに掲げた取組に加え、機構を活用した地域金融機関の
13 人材育成、地域への専門家派遣や地域プラットフォームを活用した地方公共
14 団体や民間事業者のノウハウの定着・向上に取り組み、あわせて関係者の機
15 運醸成を進める必要がある。また、それぞれの地域の実情をきめ細かく把握
16 した上で施策の充実を図ることが重要である。

17 多様なPPP／PFIの手法やプロセスから地域の実情や課題に応じた適
18 切なPPP／PFIの手法やプロセスが選択できるよう、実績や効果、事業
19 実施上の課題解決のノウハウ等の情報の共有・見える化を推進することが有
20 効であり、国による情報提供を強化する必要がある。

21

22

2. PPP／PFIの推進施策

(1) 多様なPPP／PFIの展開

【方針】

PPP／PFIの質と量の両面からの充実を図る上で、国の支援施策と機構による支援を積極的に活用して先導的事例を形成し、新たなPPP／PFI活用モデルを横展開すること等により、多様なPPP／PFIの展開に取り組む。

また、低未利用地の公的不動産を有効活用することで、地域の「価値」や住民満足度をより高めるとともに、新たな投資やビジネス機会を創出することが重要であり、国、地方公共団体側もまちづくりのビジョンを示すなど、官民対話も有効に活用した公的不動産における官民連携の推進を図る。

【具体的取組】

i) 新たなPPP／PFI活用モデルの形成

- ① 地域交流の場である公園、公民館等の身近な施設でのPPP／PFI活用、デジタル技術の社会実装やカーボンニュートラルに向けたPPP／PFI活用、持続可能な地域社会の実現に寄与する付帯収益事業を伴うPPP／PFI活用に向けた先導的事例を機構と連携しつつ形成し、新たなPPP／PFI活用モデルとして横展開を図る。上記の先導的モデル事業形成に当たっては、機構も参加しての幅広い情報収集を行い案件発掘に努めるとともに、モデル形成支援や各省が有する支援策（交付金、補助金等）を活用するなど、省庁間で連携して取り組む。（令和4年度開始）〈内閣府、関係省庁〉
- ② 引き続き、都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）の着実な導入促進を図る。（平成29年度開始）〈国土交通省〉また、地域のにぎわい創出を図りつつ、民間資金を活用したインフラの維持・更新を効率的に進める観点から、Park-PFIと同様の枠組みについて河

1 川、港湾等、他のインフラ分野においても導入するための具体的な準備を
2 行う。さらに、国立公園においても、自然公園法の公園事業制度の活用や
3 直轄施設の民間開放等の官民連携の取組を拡充強化する。(令和4年度開
4 始) <国土交通省、環境省、内閣府、関係省庁>

5 ③ カーボンニュートラルの実現に貢献するため、「再生可能エネルギー等に
6 関する規制等の総点検タスクフォース」における取組と連携し、P P A方
7 式の推進やP P P / P F Iの導入時の再エネ設備活用を含めた、国・地方
8 公共団体の所有施設の脱炭素化などの新たなP P P / P F I活用モデル
9 の形成に取り組む。(令和4年度開始) <内閣府、関係省庁>

10 ④ 地域脱炭素の実現に向け、地方環境事務所等国の地方支分部局とP P P
11 / P F I地域プラットフォームの連携により、P P A方式⁵やE S C O事
12 業の導入等を含めた、民間企業の創意工夫を活かした地域主導の取組を
13 促進する。(令和4年度開始) <環境省、内閣府>

14 ⑤ インフラの老朽化に加え、地方公共団体職員の不足に対応しつつ、効率的
15 かつ良好な公共サービスの提供を実現するため、キャッシュフローを生
16 み出しにくいインフラ(道路や学校等の公共建築物等)についても積極的
17 にP P P / P F Iを導入していく必要がある。このため、こうした分野に
18 においても、公共サービスの質の維持等に十分な配慮を行いつつ、維持管理
19 の包括的民間委託や令和3年度に「基本的考え方」を整理した指標連動方
20 式⁶を含むP P P / P F Iの導入を推進する。このため、海外事例等も参
21 考にしつつ、モデル事業の実施などの財政的支援及びガイドラインや事
22 例集等の策定などの導入支援を行い、具体的な案件形成を進める。(令和

⁵ 発電事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、需要家が発電事業者に対して電力使用量に応じた電気料金を支払う仕組み。P P Aとは、Power Purchase Agreement(電力購入契約)の略。

⁶ 公共施設等の管理者等(P F I法第2条3項)が主に利用料金の生じないインフラに関して実施させるP F I契約等(包括的民間委託契約等を含む)のうち、インフラの機能や持続性に対応した指標を設定し、民間事業者に委託等した際に支払う額等の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決まる方式。

2 年度開始、令和 4 年度強化) <内閣府、国土交通省、関係省庁>

⑥ 地域の建設業者や地方公共団体職員の減少に対応しつつ、効率的かつ良
好な公共サービスの提供を実現するため、道路や下水道、河川、公園等の
インフラの維持、修繕等の管理を対象に、分野横断も含めた包括的民間委
託や複数の地方公共団体が共同して発注するなど地域の実情に応じた調
達を促進する。(令和 4 年度開始) <国土交通省>

⑦ 農業水利施設の管理について、民間の創意工夫を活用して老朽化等の課
題に効率的・効果的に対応する観点から PPP/PFI の活用可能性を
検討する。(令和 4 年度開始) <農林水産省>

⑧ 持続可能な地域交通の実現に向け、「アフターコロナに向けた地域交通の
「リ・デザイン」有識者検討会」における議論を踏まえ、官民などの連携
による共創を推進し、地域交通分野における PPP/PFI の活用可能
性を検討する。(令和 4 年度開始) <国土交通省>

⑨ 人工衛星の管理・運用における PPP/PFI の導入を促進する。導入に
際しては、事業者による収益事業の提案を認める等により民間のビジネ
ス機会が創出できるよう検討を進める。(令和 4 年度開始) <内閣府、関
係省庁>

⑩ 機構は、案件発掘段階から事業契約等の締結による事業実施段階までの
様々な局面において、地方公共団体や民間事業者等に対する各種サポー
トを行うなど、コンサルティング機能を積極的に実施するため、更なる体
制の充実を図る。また、民間事業者と地方公共団体や関係省庁との仲介機
能を担うことで、実務上の個別課題の解決に向けた調整を引き続き実施
する。(平成 28 年度開始、令和 4 年度強化) <内閣府>

ii) 公的不動産⁷等における官民連携の推進

① PPP/PFI 地域プラットフォームや民間事業者等と連携し、行政財

⁷ 公共施設等の管理者等 (PFI 法第 2 条第 3 項) が保有する土地及び建物をいう。

1 産の目的外使用許可や、未利用国有地の暫定活用についての情報発信を
2 強化し、更なる有効活用に取り組む。(令和4年度開始) <財務省、内閣
3 府、関係省庁>

4 ② 国有財産の有効活用に関し制度面、運用面での改善要望について、民間事
5 業者等から積極的に受け付け、改善策を検討し、必要に応じ規制緩和等の
6 措置を行う。(令和4年度開始) <内閣府、財務省、関係省庁>

7 ③ ゆとりとにぎわいのある「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの空間形
8 成に向け、官民が連携して行う既存ストックの一体的・効果的活用(公共
9 空間の利活用、私的空間の公共的利用)を推進するとともに、その前提と
10 なるビジョン策定や維持管理等のルールづくりについて支援を推進し、
11 地方公共団体の取組を後押しする。(令和4年度開始) <国土交通省>

12 ④ 若年人口の減少に伴い、学校の統廃合が進むなど、今後小中学校施設等の
13 遊休化が急速に拡大する中で、地域包括ケア拠点としての利活用等、文教
14 施設等の集約・複合化等に向け、官民合同検討会、地域企業参画スキーム
15 の優良事例の横展開等を行う。(平成29年度開始) <文部科学省、厚生
16 労働省、内閣府>

17 ⑤ 学校施設の地域の中核拠点化に向けて、複合施設化や未利用時間の利活
18 用等、学校施設における官民連携の活用について、課題や可能性を検証す
19 るなど、取組を推進する。(令和4年度開始) <文部科学省、経済産業省
20 >

21 ⑥ 国・地方公共団体等が公共サービスの提供に当たって自ら資産を保有す
22 るという従来の手法以外の柔軟な手法(公共施設の非保有手法)について、
23 活用が有効と思われる条件や活用する際の留意事項等及び参考となる事
24 例を取りまとめた基本的考え方を周知し、公共施設の非保有手法の活用
25 促進を図る。(令和3年度開始) <内閣府>

26

1 ⑦ 地方公共団体における公共施設等総合管理計画⁸等の策定・改訂や固定資
2 産台帳等の更新・公表を引き続き進めることにより、公的不動産の活用へ
3 の民間事業者の参画を促す環境の整備を進める。〈総務省〉また、総合管
4 理計画の策定・改訂に当たってPPP／PFIの積極的な活用を検討す
5 るよう、地方公共団体に対し要請していることを踏まえ、PPP／PFI
6 に関する記載状況を把握の上、公表を行う。(令和4年度強化)〈総務省、
7 内閣府〉

8 ⑧ 低未利用公的不動産の有効活用が図られるよう、経験の少ない地方公共
9 団体に対しても分かりやすいように配慮した情報の横展開を図る。例え
10 ば、市場性の低い地域であっても有効活用が図られている優良事例を取
11 集し、共通する成功要素や他地域でも活用できる知見等を抽出すること
12 や、平成30年3月に改訂した「公的不動産(PRE)の民間活用の手引
13 き」の周知、公的不動産を活用したいと考えている民間事業者と地方公共
14 団体とのマッチング等を通じ、地方公共団体が積極的に公的不動産の有
15 効活用を図るために必要な環境の整備を進める。(平成30年度開始)〈
16 内閣府、国土交通省、関係省庁〉

17 ⑨ 道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改
18 修を推進するため、首都高速道路築地川区間をモデルケースとし、PPP
19 の活用について検討を引き続き推進する。(平成28年度開始)〈国土交
20 通省〉

21 22 iii) 広域化・集約化等に向けた支援等

23 ① 民間の経営手法や創意工夫を活かすことができる事業規模を確保するべ
24 く、事業の広域化、バンドリング、集約化・多機能化等を促進するため、
25 先進的な事例を収集する。この際、地域経済の活性化のほか、地方公共団

⁸ 「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)Ⅳの行動計画をいう。

1 体間や庁内での意思決定段階、プロジェクト推進段階、あるいは地元関係
2 者との合意形成の段階等に踏み込んでの成功要因の分析を行い、ポイント
3 トを整理したモデルケースを形成し、横展開を図る。(令和4年度開始)
4 <内閣府、関係省庁>

5 ② 市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等(広域化)の推進の
6 ため、総務省と厚生労働省が連携し、各都道府県における令和4年度まで
7 の「水道広域化推進プラン」の策定を推進するとともに、先進事例の紹介
8 等を通じ、地方公共団体の取組の支援を行う。(令和元年度開始) <厚生
9 労働省・総務省>下水道事業については、広域化・共同化の先進的な事例
10 を横展開することにより、「広域化・共同化計画」を策定し、計画内容の
11 実施を着実に進め、PPP/PFI活用の促進につなげる。(平成30年
12 度開始、令和4年度強化) <国土交通省>

13 ③ 下水道事業について、公営企業会計の適用を要件化しており、この取組を
14 着実に進め、PPP/PFI活用の促進につなげる。(平成30年度開始)
15 <国土交通省>公営企業会計の適用については、人口3万人未満の地方
16 公共団体も含め一層の適用を促すため、令和5年度までを取組期間とし
17 て策定した新たなロードマップに基づき、各団体における取組を促進す
18 る。(令和元年度開始) <総務省>

19 ④ 一般廃棄物処理施設整備事業について、一般廃棄物会計基準を導入し、基
20 準に則して作成した原価計算書等を交付申請書とともに提出することを
21 要件化するとともに、施設の広域化・集約化、廃棄物処理の有料化及びP
22 FI等の民間活用について検討することを要件化している。また、公共浄
23 化槽等整備推進事業について、①PFI等の民間活用、②大型浄化槽によ
24 る共同化、③公営企業会計の適用について検討することを要件化してい
25 る。これらの取組を着実に進め、PPP/PFI活用の促進につなげる。
26 (令和元年度開始) <環境省>

27 ⑤ 水道・下水道事業の広域化等及び更なる民間活用の促進のため、「平成3

1 1年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について」等で示し
2 ている留意点等について、地方公共団体への周知を図る。(平成29年度
3 開始) <総務省>

4
5 (2) 地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的
6 な支援

7 **【方針】**

8 PPP/RFIが自律的に展開する基盤の形成に向けて、優先的検討規程
9 の策定・運用の支援とともに、優良事例の表彰など機運醸成に資する取組を
10 促進する。

11 また、PPP/RFI事業に精通した人材の育成・活用に関する取組、よ
12 り一層の地方公共団体の負担軽減に資するマニュアルの整備、実務担当者が
13 PPP/RFI事業に関する必要な情報を容易に得ることができる環境の
14 整備を進める。

15 併せて、導入可能性調査やアドバイザーの活用などの支援、地方公共団
16 体の初期財政負担の軽減のほか、検討段階に応じた伴走型の支援を行い、案
17 件形成を促進する。

18 加えて、民間事業者のイニシアティブを活用した案件形成を促進するため、
19 民間事業者による提案が積極的に活用されるよう実効性の高い環境整備を
20 行う。

21 さらに、地域プラットフォーム(ブロックプラットフォーム及び令和元年
22 に創設したPPP/RFI地域プラットフォーム協定制度の対象の地域プ
23 ラットフォーム(以下、「協定プラットフォーム」という。)を含む)の拡大
24 及び継続的な活動の支援を行う。

25 以上を通じて、関係する各主体の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に
26 向けた積極的な支援を行う。

27

1 【具体的取組】

2 i) PPP／PFI手法の優先的検討等の推進

- 3 ① 優先的検討規程について、人口20万人以上の地方公共団体については
4 速やかな策定を促すとともに、人口10万人以上20万人未満の地方公
5 共団体については、令和5年度までの策定を促す。これに伴い、優先的検
6 討規程に基づくPPP／PFI事業の検討を実施した団体数について、
7 令和6年度までに334団体とすることを目標とする。また、人口20万
8 人未満の地方公共団体へのPPP／PFI事業の導入が図られるよう、
9 優先的検討規程の運用を支援する事業等を実施するとともに、特に人口
10 10万人未満の地方公共団体については、先進的な取組を行う同規模の
11 地方公共団体の事例の紹介を行う。(平成27年度開始) <内閣府>
- 12 ② 「PPP／PFI手法導入優先的検討規程 策定・運用の手引き」につい
13 て、運用に関する負担を軽減する観点から改定を行い、普及促進を図る。
14 (令和4年度開始) <内閣府>
- 15 ③ 優先的検討規程の策定・運用状況については、毎年度調査を行い結果を公
16 表するとともに、適切な記載や的確な運用が行われているか等について
17 総点検し、優先的検討規程の実効性の向上に向けた見直しを促進する。
18 (平成30年度開始、令和4年度強化) <内閣府>
- 19 ④ 国、地方公共団体及び公共法人における優先的検討の対象事業や検討の
20 状況について、民間事業者による提案・参画促進の観点から積極的な公表
21 を促す。(令和4年度開始) <内閣府>
- 22 ⑤ PPP／PFIの導入検討を各分野の交付金等において一部要件化した
23 事業分野(公営住宅、下水道、都市公園、一般廃棄物処理施設、浄化槽、
24 農業集落排水、卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、市街地整
25 備等分野のまちづくりに必要な施設等、警察施設)について、着実に運用
26 を実施する。(平成29年度開始) <国土交通省> (令和元年度開始) <
27 環境省> (令和2年度開始) <農林水産省、厚生労働省> (令和3年度開

1 始) <文部科学省>また、現在検討中の事業分野については、令和8年度
2 までに結論を得るとともに、一部要件化する事業分野の更なる拡大に向
3 けて検討を行う。(令和2年度開始、令和4年度強化) <関係省庁>

4
5 ii) 首長、地方議会等の機運醸成に向けた情報提供等

6 ① 首長、地方議会等のPPP/PFIに対する機運醸成を図るため、機構も
7 協力して首長、地方議会等を対象としたセミナー等を実施する。特に、P
8 FI事業の実績が少ない、又は、地域プラットフォームが設置されていな
9 い都道府県に対するトップセールスを、機構と連携して実施する。(平成
10 29年度開始、令和4年度強化) <内閣府、国土交通省>また、公共施設
11 等運営権方式に関する制度や活用事例とそこで生まれた民間ならではの
12 創意工夫等について、地方公共団体や民間事業者、投資家向けの説明会を
13 開催する。(令和2年度開始) <国土交通省、内閣府>

14 ② 地方公共団体、住民、民間事業者、金融機関等の様々な関係者が、PPP
15 /PFIを導入することで得られる効果をそれぞれの立場で分かりやす
16 く感じることができる説明ツールを開発する。(令和4年度開始) <内閣
17 府>

18 ③ 多くの地方公共団体の対象となり得る事業分野を中心に、PPP/PFI
19 の参考となる事例を取りまとめた「PPP/PFI事例集」を周知し、
20 地方公共団体におけるPPP/PFIに対する理解の浸透と積極的な活
21 用を図る。また、ホームページなどを活用し、より多くの事例の発信を行
22 う。(令和3年度開始、令和4年度強化) <内閣府>

23 ④ PPP/PFI事業の中から先導的な優良事例等を選定し、国が表彰す
24 る制度を創設する。(令和4年度開始) <内閣府>

25 ⑤ 専門家によるアドバイス事例について、支援を受けた地方公共団体以外
26 にも活用可能で有意義な情報は整理し、広く情報共有を図っていく。(平
27 成30年度開始) <内閣府>

- 1 ⑥ ワンストップ窓口や助言機能等により、地方公共団体等の求めに応じ、効
2 果的な助言等を実施する。(平成30年度開始) <内閣府>
- 3 ⑦ PPP/PFI事業に関する相談窓口を設置し、地方公共団体の案件形
4 成の検討に対して助言等を行う。(平成29年度開始) <国土交通省>
- 5 ⑧ 発注時において、地域経済社会の活性化に資するような提案等に十分な
6 評価が行われる旨、情報提供等を実施する。(令和2年度開始) <内閣府
7 >

8

9 iii) マニュアル等の整理・周知による地方公共団体の負担軽減

- 10 ① 「PPP/PFI手法導入優先的検討規程 策定・運用の手引き」につい
11 て、運用に関する負担を軽減する観点から改定を行い、普及促進を図る。
12 (令和4年度開始) <内閣府> (2. (2) i) ②再掲
- 13 ② 「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」について、初めてPPP
14 P/PFI事業の検討を行う場合の参照のしやすさに配慮した見直しを
15 行うとともに、手続きなどの簡易化や期間短縮等、負担軽減に資する改定
16 の検討を行う。(令和4年度開始) <内閣府>
- 17 ③ 地方公共団体職員がPPP/PFI事業を進める際に考慮が必要な、よ
18 り実践的な課題解決のポイントをとりまとめ、周知を図る。(令和3年度
19 開始) <国土交通省>
- 20 ④ 期間満了PFI事業の検証で得られた知見及び令和3年4月に改定した
21 「PFI事業における事後評価等マニュアル」を周知し、期間満了後の検
22 証のみならず、期間満了前の次期事業の検討に活かすほか、今後の事業方
23 式の選定や事業内容の改善への活用を促す。(令和3年度開始) <内閣府
24 >
- 25 ⑤ 地方公共団体等がより適切にPFI事業の実施にかかる各種契約書を作
26 成できるように、各種契約書案をエリアや事業分野別に整理したPFI
27 契約書情報および各種マニュアルを充実させ、周知する。(令和2年度開

1 始、令和4年度強化) <内閣府>

2
3 iv) 専門的な人材の派遣、育成、活用の支援等

4 ① PPP/PFI事業の専門家、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的
5 知識を有する公共施設等運営事業の専門家及び地方公共団体等における
6 PPP/PFIに係る業務経験が評価・認定された専門家の地方公共団
7 体等への派遣によるPPP/PFI事業に関する情報提供、助言等の支
8 援の実施について、案件形成に向けた対応の強化及び一層の広報等によ
9 り、派遣件数を3倍とすることを目指す。(平成28年度開始、令和4年
10 度強化) <内閣府>

11 ② 地方公共団体における自立的なPPP/PFI事業の形成を推進するた
12 め、PPP/PFI事業を継続して実施する意向のある人口20万人未
13 満の地方公共団体に対して専門家を派遣し、公募書類の作成等事業化に
14 必要な手続きを地方公共団体職員自らが行えるようハンズオン支援を行
15 う。(令和元年度開始) <国土交通省>

16 ③ 国土交通大学校等の国の教育機関を活用し、実践的なカリキュラムを充
17 実させるなどにより、PPP/PFI事業に関する知識を有する職員等
18 を育成する。(平成28年度開始) <国土交通省、内閣府>

19
20 v) 民間企業・金融機関の人材の確保

21 ① 機構は、地域におけるPFI事業で地域の民間事業者が主導的な役割を
22 担うことができるよう、地域再生法に基づき付与されているコンサルテ
23 イング機能も活用しつつ、PFIに係る知識や具体的案件への取組方法
24 等の情報提供を行う。(平成28年度⁹開始) <内閣府>

25 ② 機構は、地域金融機関等職員に対しPFIに係る金融実務の習得を目的

⁹ 地域再生法におけるコンサルティング機能の付与は、同法の令和元年12月の改正によるもの。

1 としたオンライン開催を含めた研修を実施するなど、地域金融機関等に
2 対しリスク分析手法や契約実務等に係るプロジェクト・ファイナンスの
3 ノウハウの移転を進め、地域人材の育成を図る。令和8年度までに機構が
4 ノウハウ移転を行った地方銀行等が全ての都道府県において所在する状
5 況を実現することを目指す。(令和4年度開始) <内閣府>
6

7 vi) 地方公共団体のPPP/PFI導入検討の財政支援等

8 ① 地方公共団体がPPP/PFI導入検討に際し実施する導入可能性調査
9 等の調査費用を支援する。特に、新たな活用モデルの形成への支援や、人
10 口20万人未満の地方公共団体への支援を積極的に行う。(令和3年度¹⁰
11 開始、令和4年度強化) <内閣府、関係省庁>

12 ② 地域再生に資するプロジェクトとしてPPP/PFIの活用を図る地方
13 公共団体の取組について、地方創生推進交付金等の地域再生法に基づく
14 支援措置により積極的に支援する。(令和元年度開始) <内閣府>

15 ③ 小規模な地方公共団体を中心に、PPP/PFIを発注する際に必要と
16 なるアドバイザー費用等の初期の財政負担が課題となっていることか
17 ら、アドバイザー費用について、各分野の交付金等(水道、下水道、農
18 業集落排水、公営住宅、浄化槽、水力発電施設、一般廃棄物処理施設、都
19 市公園、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設、警察施設、公営水
20 力等)¹¹により適切に支援するとともに、交付金等による支援分野の拡大
21 等を含めて、地方公共団体の取組が加速するようなインセンティブにつ
22 いて検討を行う。(令和2年度¹²開始) <内閣府、関係省庁>
23

¹⁰ 令和3年度以前より、人口20万人以下の地方公共団体を対象に導入可能性調査等費用へ支
援している交付金等も含む。

¹¹ 部分的な支援も含む。

¹² 令和2年度以前より、アドバイザー費用へ支援している交付金等も含む。

1 vii) 民間提案の積極的活用

- 2 ① 民間事業者からの提案等を促進するため、地方公共団体における受付体
3 制や情報発信の強化を図る。具体的には、地方公共団体におけるPPP/
4 PFIに対応する統一的な窓口の設置状況やサウンディングの公募及び
5 民間提案の事業リストの公開状況を一覧化して情報発信を行うとともに、
6 民間提案が積極的に実施され、民間の創意工夫により効率的、効果的な公
7 共サービスの実現につながった事例等の紹介を行う。(令和4年度開始)
8 <内閣府>
- 9 ② PPP/PFI事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案
10 を促すため、民間提案に対するインセンティブの付与等に先導的に取り
11 組む地方公共団体を技術的に支援する事業の実施等により公共施設等の
12 管理者等による「PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル」の活用促
13 進を図るとともに、民間提案制度の実効性をより高めるための検討を行
14 う。(平成29年度開始、令和4年度強化) <内閣府>
- 15 ③ 官民対話・民間提案が一層積極的に活用されるよう、支援事業や実施事例
16 を通じての知見の収集につとめ既存の指針やガイドラインと併せて活用
17 促進を図る。(平成30年度開始) <内閣府>
- 18 ④ 民間提案を促進するため、「PPP事業における官民対話・事業者選定プ
19 ロセスに関する運用ガイド」の周知を図る。(平成29年度開始) <国土
20 交通省、内閣府、総務省>

21

22 viii) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推
23 進

- 24 ① 複数の地方公共団体・地域内外の民間事業者等で構成される広域的な地
25 域プラットフォームの形成・運営を支援し、国の出先機関や機構などが積
26 極的に参画することなどにより、令和8年度までに全都道府県への展開
27 を図る。(平成29年度開始、令和4年度強化) <内閣府>

- 1 ② 特に人口20万人未満の地方公共団体の地域プラットフォームへの参画
2 を促進する。具体的には、地域プラットフォーム（ブロックプラットフォ
3 ームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施
4 した人口20万人未満の地方公共団体数について、令和3年度～令和5
5 年度の目標を200団体とする。また、地域プラットフォーム（ブロック
6 プラットフォームを含む）に参画する人口20万人未満の地方公共団体
7 数について、令和3年度～令和5年度の目標を550団体とする。（令和
8 3年度開始）＜内閣府、国土交通省＞
- 9 ③ これまでの取組を通して地域プラットフォームが蓄積した効果的な運営
10 ノウハウ等を踏まえ、運用マニュアルを改訂し内容の充実を図るととも
11 に、運用マニュアルを活用したプラットフォーム形成及び効果的な運営
12 を働きかける。（令和4年度開始）＜内閣府、国土交通省＞
- 13 ④ 地域の課題・事情に精通している地域の民間事業者や地域金融機関が参
14 画する協定プラットフォーム等に対して、PPP/PFI案件形成に向
15 けた取組を支援する。（令和元年度開始）＜内閣府、国土交通省＞
- 16 ⑤ 地域プラットフォームの実践ノウハウを有する専門家や経験豊かな地方
17 公共団体職員を既存のプラットフォームに派遣し、情報提供、助言等の支
18 援を実施する。（平成28年度開始）＜内閣府、国土交通省＞
- 19 ⑥ ブロックプラットフォーム等を積極的に活用し、地方公共団体・民間事業
20 者におけるPPP/PFI事業推進に関する国への施策ニーズの把握に
21 努めるとともに官民対話の促進など、地方公共団体の事業化検討の支援
22 等を行う。（平成28年度開始）＜内閣府、国土交通省＞

23 24 (3) 取組基盤の充実

25 【方針】

26 PPP/PFI事業に対する取組意欲を高めるとともに、個々の課題解決
27 を通じた実施促進に資する、取組や多様な効果などのPPP/PFIに関す

1 情報の共有、見える化の強化に努める。また、デジタル化の進展に伴うオ
2 ープンデータの充実に向けた取組の動向を踏まえ、PPP／PFI事業の促
3 進に有効に活用することを目指すものとする。

4 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI
5 法）の施行より20年以上が経過し、PPP／PFIの導入実績は着実に増
6 加し、多様化する中、更なる活用促進に際し支障となる制度的な課題につい
7 て、規制改革等の取組と連携した対応を検討する。また、新型コロナウイルス
8 感染症の感染拡大により、PPP／PFI事業にも大きな影響が及んでい
9 ることを踏まえ、必要な対応を検討する。

11 【具体的取組】

12 i) 情報の充実・情報活用機会の充実

- 13 ① 関係省庁や機構などの協力を得ながら、PFIに関する情報の一元化に
14 取り組む。併せて、WEBサイトの充実や動画の活用等、参照しやすい形
15 での発信を実施する。（令和4年度開始）＜内閣府＞
- 16 ② PPP／PFIによる多様な効果について、事例を収集、見える化し、広
17 く発信する。また、各主体の取組意欲の向上やPPP／PFI導入時に期
18 待する効果の見える化及び適切な事業評価の実施に資する分析手法の検
19 討を行う。（令和4年度開始）＜内閣府＞
- 20 ③ 機構は、保有するノウハウを効果的に情報発信するため、WEBサイトの
21 充実等に取り組む。特にWEBサイトについては、掲載情報の質・量とも
22 に改善を図り、参照しやすい形での情報発信を実施する。（令和4年度開
23 始）＜内閣府＞

25 ii) 制度改善

- 26 ① 民間の創意工夫を促進する観点から、民間事業者等からの制度改善や推
27 進施策に係る意見募集を行い、民間資金等活用事業推進委員会において

1 対応を検討する。(令和4年度開始) <内閣府、関係省庁>

2 ② 内閣府民間資金等活用事業推進室は、民間事業者や地方公共団体等から
3 PPP／PFIの効果的な実施に資する制度や運用の改善に関する提案
4 を受け付け、必要に応じて、内閣府規制改革推進室及び内閣官房行政改革
5 推進本部事務局とも連携した上で、制度所管省庁と協議・調整し、同制度
6 や運用の改善に取り組む。(令和4年度開始) <内閣府・内閣官房>

7 ③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、PPP／PFI事業にも
8 大きな影響が及んでいるため、それらの影響調査を踏まえて改正したガ
9 イドラインや各地方公共団体の対応事例等を取りまとめたところ、引き
10 続き事例収集や周知を実施する。(令和3年度開始、令和4年度強化) <
11 内閣府>

12 ④ 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、プロフィット・ロスシェアリ
13 ング条項の導入、運営権対価の支払方法の見直し等、公共施設等運営事業
14 等に係る官民のリスク分担の新たな手法の導入を検討する。(令和4年度
15 開始) <内閣府、関係省庁>

16 ⑤ PFI法について、公共施設等運営権者がより効率的な運営ができるよ
17 う、実施方針の公共施設等の規模等に関する事項について公共施設等運
18 営権設定後の変更ができるようにする等のため、早期に改正法案の提出
19 を図るとともに、公共施設等運営事業を行う民間事業者による増改築、更
20 新等の行為に係るPFI法の適用関係を明確に整理して公表する。(令和
21 2年度開始、令和4年度強化) <内閣府>

22 ⑥ SPC(特別目的会社)株式の流動化は、民間事業者による早期の資金回
23 収を可能とすることから、新規インフラ事業の取組促進に繋がることや、
24 地域企業も含めた多様な民間事業者の参画が容易となることで、公的負
25 担の軽減や地域活性化等にもつながるものと考えられるため、PFI事
26 業の更なる促進に資する。また、インフラ資産が生み出す安定した利益を
27 年金基金や地域住民等へ幅広く還元する仕組みは有効であると考えられ

1 る。このため、株式等流動化の意義等や、株式譲渡及び債権流動化の進め
2 方等を盛り込んだガイドラインの周知を図り、株式等流動化の促進に向
3 けた環境の整備を行う。(令和2年度開始) <内閣府、関係省庁>

4 ⑦ 今後、施設の統合・広域化の進展に伴って、公共施設等を共有し、共有物
5 に対して公共施設等運営権を設定するケースは十分あり得るが、公共施
6 設等の共有者の一方が共有関係を離脱するリスクが懸念される。その場
7 合の円滑な事業運営確保等のために、民法で規定する共有物分割請求権
8 の行使を制限する期間の上限に特例を設けるなどの必要な措置について
9 検討を行う。(令和2年度開始) <内閣府>

10 ⑧ 事業期間においても民間事業者が所有権を保持することにより、機動的
11 な施設改修など民間の創意工夫が発揮しやすいなどのメリットがあるB
12 OT方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、現行の税制の特例
13 措置の拡充等の方策を検討する。(令和2年度開始) <内閣府>

14 (4) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用

15 【方針】

16 機構は案件形成のプロセスの早期の段階から牽引役としての役割を果た
17 し収益型事業を推進する他、公共施設等運営事業等の拡大を踏まえ、民間イ
18 ンフラファンドの形成に率先して取り組むなど、民間のインフラ投資市場の
19 成長に寄与する。また、地域経済好循環の実現に向けて、地域におけるP P
20 P/P F I事業を推進するため、機構の資金供給機能、案件形成のためのコ
21 ンサルティング機能を地域再生法に基づく民間資金等活用公共施設等整備
22 事業に係る特例業務¹³も含めて積極的に活用し、特に新たな分野におけるP
23 P P/P F I事業において機構が先導的な役割を担うことで、地域における
24 P P P/P F I事業の大幅な掘り起こしを進める。

13 令和元年12月の地域再生法改正により、従前より実施可能であった①公共施設等運営事
業、②収益型事業に加えて、認定地域再生計画に基づく③サービス購入型事業及び④公的不動産
の有効活用事業等へのコンサルティング支援(専門家の派遣、助言等)が可能となった。

1 【具体的取組】

- 2 ① 機構は新たなPFI活用モデルの形成において、先導的事例の形成、必要
3 な情報収集、案件発掘を支援する。(令和4年度開始) <内閣府> (2.
4 (1) i) ①再掲)
- 5 ② 機構は、案件発掘段階から事業契約等の締結による事業実施段階までの
6 様々な局面において、地方公共団体や民間事業者等に対する各種サポー
7 トを行うなど、コンサルティング機能を積極的に実施するため、更なる体
8 制の充実を図る。また、民間事業者と地方公共団体や関係省庁との仲介機
9 能を担うことで、実務上の個別課題の解決に向けた調整を引き続き実施
10 する。(平成28年度開始、令和4年度強化) <内閣府> (2. (1) i)
11 ⑩再掲)
- 12 ③ 機構は、地方公共団体等の能力・取組意欲の向上や案件形成に向け、首長
13 等の意思決定層への働きかけや地域プラットフォームの全国的な展開、
14 地域プラットフォームにおけるノウハウ提供など、先進地方公共団体と
15 連携して積極的に関与する(令和4年度開始) <内閣府>
- 16 ④ 機構は、地域におけるPFI事業で地域の民間事業者が主導的な役割を
17 担うことができるよう、地域再生法に基づき付与されているコンサルテ
18 イング機能も活用しつつ、PFIに係る知識や具体的案件への取組方法
19 等の情報提供を行う。(平成28年度¹⁴開始) <内閣府> (2. (2) v)
20 ①再掲)
- 21 ⑤ 機構は、地域金融機関等職員に対しPFIに係る金融実務の習得を目的
22 としたオンライン開催を含めた研修を実施するなど、地域金融機関等に
23 対しリスク分析手法や契約実務等に係るプロジェクト・ファイナンスの
24 ノウハウの移転を進め、地域人材の育成を図る。令和8年度までに機構が
25 ノウハウ移転を行った地方銀行等が全ての都道府県において所在する状

¹⁴ 地域再生法におけるコンサルティング機能の付与は、同法の令和元年12月の改正によるもの。

1 況を実現することを目指す。(令和4年度開始) <内閣府> (2.(2) v)

2 ②再掲)

3 ⑥ 機構は、保有するノウハウを効果的に情報発信するため、WEBサイトの
4 充実等に取り組む。特にWEBサイトについては、掲載情報の質・量とも
5 に改善を図り、参照しやすい形での情報発信を実施する。(令和4年度開
6 始) <内閣府> 2.(3) i) ③再掲)

7 ⑦ 機構は、民間金融機関の補完的役割を担うことから、民間のインフラ投資
8 市場が形成されることが想定されていた令和9年度末までがPFI法上
9 の設置期限とされている。しかし、現状では、そうしたインフラ投資市場
10 は未成熟であり、今後、地域におけるPPP/PFI事業を一層推進して
11 いくためには、機構が有する出融資機能やコンサルティング機能の活用
12 が一層求められると考えられる。こうした状況を踏まえ、地域金融機関等
13 との関係者から意見を聴取しつつ、新たな目標の達成に向けた機構の役
14 割も考慮し、設置期限を含む機構の今後のあり方について検討し、所要の
15 法案の早期提出を図る。(令和2年度開始、令和4年度強化) <内閣府>

16 ⑧ リスクマネーの「呼び水」としての機構の出融資を最大限活用し、案件形
17 成プロセスの早期の段階から牽引役としての役割を果たし、重点分野に
18 掲げる公共施設等運営事業の着実な実現を図るとともに、PPP/PFI
19 手法導入優先的検討規程や公共施設等総合管理計画の本格的な運用を
20 開始する地方公共団体を中心に収益型事業を推進する。(平成28年度開
21 始) <内閣府>

22 ⑨ 公共施設等運営事業を推進する地域金融機関、民間機関投資家等の関係
23 者との協議を継続するとともに、案件の形成支援と資金の供給を通じて、
24 全国各地において多様な分野で多数の収益型事業に対して安定的に民間
25 資金が供給されるような環境の整備に寄与することにより、民間インフ
26 ラファンドの組成を推進する。(平成28年度開始) <内閣府>

27 ⑩ 上下水道の公共施設等運営事業の導入に当たっては、これらの事業が抱

1 える中長期的な経営上の課題について首長の認識や住民の理解を得ること
2 ことが前提となる。このため、機構のコンサルティング機能をフルに活用し、
3 上下水道の事業計画・収支計画・資金計画等の検討をサポートし、公共施
4 設等運営事業の導入に向けた検討を促進する。(平成28年度開始) <内
5 閣府>
6

7 3. PPP/ＰFIアクションプラン推進の目標

8 (1) 事業規模目標

9 i) 目標設定の考え方

10 PPP/ＰFIの着実な推進を図っていくため、10年間(令和4年度か
11 ら令和13年度まで)の事業規模目標を設定する。

12 この場合の事業規模は、PPP/ＰFIの活用により新たな民間の経済活
13 動を創出するという施策の目標を踏まえ、契約締結した事業から見込まれる
14 民間事業者の契約期間中¹⁵の総収入をもって測るものとする。

15 対象とするPPP事業の範囲は、PPP活用の推進を通じて従来よりも民
16 間事業者の役割を大幅に拡大するという施策の目的を踏まえ、官民が連携し
17 て行う事業のうち次の3要件を満たすものとする。

- 18 ・従来の官民の役割分担を見直し、民間事業者の役割を大幅に拡大し、そ
19 の主体性を幅広く認めるものであること。
- 20 ・協定等に基づき官民双方がリスクを分担すること。
- 21 ・民間事業者が事業実施に当たり相当程度の裁量を有し、創意工夫を活か
22 すことで、事業の効率化やサービスの向上が図られること。

15 契約期間の満了日が令和14年度以降の契約については、令和14年度以降の総収入も事業規模に含む。

1 ii) 類型毎の考え方

2 ①公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（類型Ⅰ）

3 公共施設等運営事業については、民間の経営ノウハウを導入し、施設のポ
4 テンシャルを最大限活かすことにより、地域における成長の起爆剤とするこ
5 とが重要である。スタジアム・アリーナ、文化施設等、今後の普及が期待さ
6 れるフロンティアの拡大を強力に進め、質と量の両面から活用促進を図る。

7 本格的な人口減少社会の中で、増加する維持更新費等からその持続可能性
8 が課題となっている水道、下水道といった生活関連分野において早期に民間
9 の経営ノウハウを導入し、その持続可能性を確保するため、公共施設等運営
10 事業の活用を推進することが必要である。

11 また、特にインバウンドの拡大等による大幅な需要拡大が期待される空港、
12 クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設等の分野においては、新
13 型コロナウイルス感染症の感染拡大により多大な影響を受けているが、将来
14 の需要回復を見据えた取組を推進することが必要である。

15 なお、料金徴収を伴う事業は、その内容によっては適切な範囲で公的負担
16 と公共施設等運営部分から構成する混合型事業スキームの設定が可能である。
17 そのため、独立採算型が難しく、たとえ一部の費用しか料金により回収でき
18 ない場合であっても、混合型として積極的に検討すべきである。これにより、
19 従来よりも抑制された公的負担の下、公共施設等運営事業を実現し、民間の
20 経営ノウハウの導入による効果の創出が期待できる。

21 さらに、民間の経営手法や創意工夫を活かすことができる事業規模を確保
22 するため、複数施設の運営を一括して公共施設等運営事業化する「バンドリ
23 ング」を推進するとともに、公共施設等運営事業の積極的な活用にとっての
24 ディスインセンティブとなる制度上の問題の解消を図ることが必要である。

1 ②収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI
2 事業（類型Ⅱ）

3 既存施設に収益施設の併設・活用を行うことによって、施設の価値向上を
4 図っていくことが重要である。その際、施設が持つ収益ポテンシャルは様々
5 であり、利用料金や収益事業で整備・運営費の全てを回収できるもの（独立
6 採算型）から、運営費等一部の費用のみしか回収できないもの（混合型）ま
7 であるが、たとえ一部の費用のみしか回収できない場合であっても、公的負
8 担の抑制に資する観点から、積極的に活用することとする。その上で民間の
9 資金や創意工夫により収益拡大を目指すことが重要である。

10 また、収益型事業は、公共施設等の運営をより広範に民間経営に委ねる公
11 共施設等運営事業へと将来的に発展する可能性を持つものであり、より広範
12 な公共施設等に積極的に活用すべきであり、公共施設等の管理者側におい
13 ても、積極的に公共施設等運営事業へと移行させる取組や働きかけを行うこと
14 が必要である。

15
16 ③公的不動産の有効活用を図るPPP事業（以下「公的不動産利活用事業¹⁶」
17 という。）（類型Ⅲ）

18 低未利用の公的不動産を有効活用することで、まちの賑わいを官民連携し
19 て創出し、地域の「価値」や住民満足度をより高めるとともに、新たな投資
20 やビジネス機会を創出することが重要である。例えば、近年、公共施設の再
21 編・複合化によって生まれる余剰地について、公共施設整備と併せ、民間活
22 用を図り、効率的・効果的に事業を進めている事例も多くみられる。

23 また、公共施設等総合管理計画等の策定・改訂や固定資産台帳等の更新等
24 の状況も踏まえつつ、行政財産を含む国公有不動産や国立大学法人等の不動
25 産等の公的不動産の最適利用を図っていくことが課題となっており、類型Ⅰ・

¹⁶ 1,000㎡以上の公的不動産利活用事業であって、民間事業者の提案を活用した事業に限り、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業を除く。

1 IIのみでなく、広くかつ柔軟に公的不動産利活用事業を活用することにより、
2 これを進めることが重要である。

3 その際、民間の創意工夫を最大限活用するため、公共施設の再編に伴う余
4 剰地の活用も含め、民間提案を積極的に活用する。

5 さらに、公的不動産を核にしたまちづくりのために官民の長期的なパート
6 ナーシップの枠組みをつくるLABV¹⁷等の新たな手法についても活用を積
7 極的に検討すべきである。

9 ④サービス購入型などのPPP/PFI事業（類型Ⅳ）

10 サービス購入型PFI事業や指定管理者制度等から成る本類型の事業は、
11 PPP/PFI事業の実施経験のない地方公共団体にとっては、PPP/P
12 FI活用のファーストステップとしての効果が期待できることから、引き続
13 き、積極的に活用することが重要である。

14 加えて、サービス購入型PFI事業は、我が国においてこれまでハコモノ
15 中心に活用されてきたが、今後は、インフラ分野へと活用の幅を拡大するこ
16 とが必要である。

17 なお、サービス購入型PFI事業活用の検討に際しては、資金調達コスト
18 の差異のみで判断するのではなく、業務効率化による効果等を総合的に勘案
19 したVFM¹⁸の客観的な評価や、民間事業者の創意工夫の活用等による社会
20 価値¹⁹等への評価を踏まえて行うべきである。

21 また、指定管理者制度や包括的民間委託は、民間事業者の役割の拡大を通

¹⁷ Local Asset Backed Vehicle の略。地方公共団体等が公的不動産を現物出資し、民間事業者
が現金等を出資するとともにノウハウを提供することで新たな事業体を設立し、当該事業体を活
用して公的不動産の有効活用を図る方式。

¹⁸ Value For Money の略。同一の公共サービス水準を前提に、公共施設等の管理者等が実施する
場合における費用及び収入と、民間事業者が実施する場合における費用及び収入を比較した結果
の差額のことをいう。この額がプラスの場合には、PPP/PFI事業の実施が適切であるとさ
れる。

¹⁹ 例えば、地方創生やSDGsに掲げられる持続可能なまちづくりの実現等の社会的な課題解決に
資するもの。

1 じて将来的に公共施設等運営事業へと発展することが期待できるため、積極
2 的活用を図るとともに、契約更新時や更なる民間活用の可能性を検討できる
3 機会等に公共施設等運営事業への移行の可能性を積極的に検討することが重
4 要である。

6 iii) 目標

7 平成25年度から令和4年度までの事業規模目標21兆円を7年間で達成
8 したことを踏まえ、令和4年度から令和13年度までの10年間で30兆円
9 の事業規模の達成を目指す。

10 類型Ⅰについては、これまでの目標と同じ7兆円とする²⁰。類型Ⅱ、Ⅲ及び
11 Ⅳについては、これまでの事業規模実績を踏まえ、それぞれ類型Ⅱで7兆円、
12 類型Ⅲで5兆円、類型Ⅳで7兆円を目標とする。以上により、類型Ⅰ～Ⅳの
13 合計は26兆円となるが、これに加え、アクションプランに掲げる取組の強
14 化により、さらに4兆円のPPP/PFI事業の実現を目指し、事業規模目
15 標の達成を図る。

17 (2) 重点分野と目標

18 i) 重点分野の選定の考え方

19 民間ビジネス拡大効果が特に高い分野や、今後ストックの維持更新について
20 大きな課題を抱えることが予想される分野、新たにPPP/PFIを導入する
21 ことにより取組の加速が期待できる分野を重点分野として指定し、原則として
22 5年間で少なくとも具体化²¹すべき事業件数を目標として設定するとともに、
23 その上積みも視野に取組の強化を図る。取組の強化に際しては、機構の機能も

²⁰関西国際空港・大阪国際空港の公共施設等運営事業（約5兆円）が含まれるなどの特殊要因があったことに留意した。

²¹ 事業件数目標は、地方公共団体が主な事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象とすることとし、①実施契約を締結する予定の案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件を対象とする。

1 活用・強化しつつ、関連施策を集中的に投入する。その際、交付金等について、
2 PPP／PFIの活用がより促進されるよう制度改善を検討する。また、案件
3 候補リストや推進施策、工程を具体化し、別途実行計画を策定し、上記目標の
4 PDCAサイクルを実施する。

5 重点分野については、民間の経営ノウハウを導入し、施設のポテンシャルを
6 最大限活かすため、基本的には公共施設等運営事業の活用を目指すこととする。
7 ただし、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可
8 能性も併せて検討する。

9 なお、重点分野と目標は、社会経済情勢や取組状況の進展に応じて、今後、
10 随時追加・見直しを行う。

11

12 ii) 各重点分野における取組

13 ①空港

14 令和4年3月末時点で、デューディリジェンスに着手した案件が14件（2
15 1空港）あり、そのうち11件（18空港）が事業開始、3件（3空港）が公
16 共施設等運営事業導入を検討中である。また、デューディリジェンスを実施せ
17 ず事業を開始している案件が1件（1空港）ある。²²

18 引き続き、原則として全ての空港への公共施設等運営事業の導入を促進する
19 ものとし、令和8年度までに3件の具体化を目標として以下の施策に取り組む。

20 <国土交通省>

21 ・民間委託空港状況フォローアップ会議の提言を踏まえ、コロナ禍を踏まえ
22 たリスク分担条項（プロフィット・ロスシェアリング条項、無利子貸付条
23 項等）の新設等について、案件ごとに、実施契約への反映を検討する。（令
24 和4年度開始）<国土交通省>

25 ・公共施設等運営事業における混合型スキームの導入の好事例・効果につい
26 て、情報を収集・発信する。（令和4年度開始）<国土交通省>

²² 平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中の数値目標6件は達成した。

- 1 ・空港における公共施設等運営事業への理解を深めるための導入効果等の情
2 報発信や働きかけを、地方公共団体と連携・協力のもと、積極的に行う。
3 (令和4年度開始) <国土交通省>
- 4 ・地方公共団体等に対し、公募手続きに係る知見の提供、関心のある企業等
5 の紹介、調査費の支援等を積極的に行う。(令和4年度開始) <国土交通省
6 >
- 7 ・公共施設等運営事業を推進するための個別施策に関し、進捗状況を「見え
8 る化」する。(平成29年度開始) <国土交通省>
- 9 ・公共施設等運営事業実施による地域活性化等の効果を把握・公表し、公共
10 施設等運営事業に対する地域の理解・機運を高める。(平成29年度開始)
11 <国土交通省>
- 12 ・静岡空港や、北海道の小規模空港の事例を踏まえた事業モデルを構築し、
13 横展開を図ることで、公共施設等運営事業の導入を抜本的に加速する。(平
14 成29年度開始) <国土交通省>
- 15 ・公共施設等運営事業者の創意工夫が十分に発揮されるよう規制の緩和や合
16 理化を進める。(平成28年度開始) <国土交通省>
- 17 ・公共施設等運営事業を導入した空港について、「コロナ時代の航空・空港の
18 経営基盤強化に向けた支援施策パッケージ」、「コロナ時代の航空・空港の
19 経営基盤強化に向けた支援施策一覧」に基づき、新型コロナウイルス感染
20 症の影響を踏まえつつ、関係施策を推進する。(令和2年度開始) <国土交
21 通省>

23 ②水道

24 令和4年3月末時点で、デューディリジェンスに着手又は同等の検討を実施
25 した案件が6件あり、そのうち1件が実施契約締結(その後令和4年4月1日
26 に事業開始)、1件が事業者公募を実施、1件が実施方針に関する条例案を提

1 出・公表済みである²³。

2 令和4年度から開始する水道分野初の公共施設等運営事業である宮城県の
3 取組は他地域における公共施設等運営事業の活用の有力な先例となることか
4 ら、関係省庁が一丸となって着実な事業実施を支援する。

5 令和8年度までに5件の具体化（取組の結果、公共施設等運営事業以外の手
6 法となった場合も含む）を目標として以下の施策等に取り組む。＜厚生労働省
7 >

- 8 ・水道施設や事業経営に係るデータを整理・調査し、水道事業の持続性・脆
9 弱性に関する実態を把握し課題を整理し、地方公共団体へ働きかけを実施
10 する。（令和4年度開始）＜厚生労働省＞
- 11 ・宮城県の先進事例の横展開のため、類似条件を有する地方公共団体等、タ
12 ーゲットを明確にしたトップセールス等の働きかけを15件実施する。
13 （平成29年度開始、令和4年度強化）＜厚生労働省＞
- 14 ・宮城県の事例を参考にした公共施設等運営事業の契約書及び要求水準書の
15 ひな形を作成し、周知する。（令和4年度開始）＜厚生労働省＞
- 16 ・老朽化対策などにおいて公共施設等運営事業に係る支援方策を検討する。
17 （令和4年度開始）＜厚生労働省＞
- 18 ・水道の整備等に係る国費支援に関して、PPP／PFIの導入に関する民
19 間提案を求め適切な提案を採択することを要件化することについて検討
20 し、令和4年度中に結論を得る。（令和4年度開始）＜厚生労働省＞
- 21 ・水道事業に公共施設等運営事業を活用することにより民間経営ノウハウを
22 導入することが、広域化と併せ水道事業の長期的な健全性の確保にとって
23 有効な方策であることについて、広域化を契機としてPPP／PFIを活
24 用している事例を含め、国が率先して示すことにより、地方公共団体によ
25 る公共施設等運営事業等の民間活用を強力に後押しする。（平成30年度

²³ 平成26年度から平成30年度までの集中強化期間中の数値目標については、事業実施に向
けて具体的な検討を行っている段階の6件を達成した。

1 開始) <厚生労働省>

- 2 ・水道分野における公共施設等運営事業等の検討促進や住民不安の解消を目的とし、全国各地で水道分野における官民連携推進協議会や地域懇談会等
- 3 を活用した啓発活動を実施する。(平成29年度開始) <厚生労働省>
- 4
- 5 ・水道事業における公共施設等運営制度の運用について、水道施設運営権の
- 6 設定に係る厚生労働大臣の許可に関する審査についての基本的な考え方を
- 7 定めた「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」等の
- 8 周知を促進する。(平成30年度開始、令和4年度強化) <厚生労働省>
- 9 ・水道分野において先導的に取り組む地方公共団体に対しては、案件形成に
- 10 向けて他分野での先進的な取組事例に関する情報提供や助言等により継続
- 11 的な支援を行う。(平成29年度開始) <厚生労働省>
- 12 ・これらの取組の実施状況について、四半期ごとにフォローアップを行う。
- 13 (平成28年度開始) <厚生労働省>

14

15 ③下水道

16 令和4年3月末時点で、デューディリジェンスに着手した案件が7件あり、
17 そのうち2件が事業開始、1件が実施契約締結(その後令和4年4月1日に事業
18 開始)、1件が事業者公募を実施、1件が実施方針に関する条例案を提出済み
19 である²⁴。

20 下水道分野では、下水道処理施設の9割以上で民間委託、3割程度でPPP
21 /PFIが導入されるなど、官民連携が進んでいるところであるが、より一層
22 民間の経営ノウハウの導入による持続可能性の確保を図る観点から、公共施設
23 等運営事業の活用を目指し、令和8年度までに6件の具体化を目標として以下
24 の施策等に取り組む。<国土交通省>

- 25 ・下水道の整備等に係る国費支援に関して、PPP/PFIの導入に関する
- 26 民間提案を求め適切な提案を採択することを要件化することについて検

²⁴ 平成26年度から平成29年度までの集中強化期間中の数値目標6件は達成した。

- 1 討し、令和4年度中に結論を得る。(令和4年度開始) <国土交通省>
- 2 ・下水管の更新に係る国費支援に関して、公共施設等運営事業の導入を要件
3 化すること、インセンティブを設定することについて検討し、令和4年度
4 中に結論を得る(令和4年度開始) <国土交通省>
- 5 ・公共施設等運営事業をはじめとした官民連携手法ごとに特徴や効果等の整
6 理を行い、公共施設等運営事業の更なる具体の案件形成にむけた首長等へ
7 のトップセールスを実施する。(平成29年度開始、令和4年度強化) <
8 国土交通省>
- 9 ・先行的に公共施設等運営事業を開始した浜松市、須崎市及び宮城県の着実
10 な事業実施を支援するとともに、実施方針を策定した三浦市の着実な事業
11 開始を支援する。その他具体的に検討を進めている地方公共団体に対して
12 も、技術的な助言等を実施し、案件形成に取り組む。これらの地方公共団
13 体における課題やその解決策等を抽出し、国が全国の地方公共団体に率先
14 して示すことにより、公共施設等運営事業の活用を強力に後押しする。(平
15 成28年度開始) <国土交通省>
- 16 ・「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」や「民
17 間セクター分科会」を通じて官民のリスク分担や課題の解決策について、
18 検討を進めるとともに、公共施設等運営事業に取り組む地方公共団体の検
19 討の状況の「見える化」を行う。また、PPP/PFIの導入を推進する
20 観点からも、財務や経営の「見える化」を推進するため、経営に関する指
21 標について地方公共団体間で比較できる情報を提供する。(平成29年度
22 開始) <国土交通省>
- 23 ・「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」をオ
24 ンラインで開催するなど、地方公共団体が参加しやすい形で情報共有や意
25 見交換を図る。(平成29年度開始) <国土交通省>
- 26 ・これらの取組の実施状況について、四半期ごとにフォローアップを行う。
27 (平成28年度開始) <国土交通省>

1 ④道路

2 愛知県道路公社において平成28年から公共施設等運営事業を開始し、平成
3 26年度から平成28年度までの集中強化期間中の数値目標1件は達成した。
4 愛知県道路公社の先行事例について、他の道路公社への公共施設等運営事業の
5 適用拡大を図るため、その成果等を情報収集しつつ、情報提供を始めとした横
6 展開を図る。(平成28年度開始) <国土交通省>

7 さらに、交通ターミナルについて、公共施設等運営事業をはじめとする地域
8 活性化等に資するPPP/PFIの活用を推進するため、令和8年度までに6
9 件の具体化及び公共施設等運営事業1件の事業実施を目標として取り組む。

10 ・品川駅、追浜駅、新湊駅、近鉄四日市駅、神戸三宮駅、呉駅における具体
11 化に取り組む。(令和4年度開始) <国土交通省>

12 なお、高速道路のSA・PAなどの施設や下関北九州道路等については、民
13 間資金の活用を図るという観点から、PFI手法等の活用の可能性を検討する。
14 (令和4年度開始) <国土交通省>

15

16 ⑤スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)

17 令和4年3月末時点で、実施契約を締結済の案件が3件ある。令和4年度か
18 ら公共施設等運営事業の活用に向けた取組を抜本的に強化し、令和8年度まで
19 に10件の具体化を目標として以下の施策等に取り組む。<文部科学省>

20 ・公共施設等運営事業の導入に関するガイドラインを作成し、周知する。(令
21 和4年度開始) <内閣府、文部科学省>

22 ・地方公共団体の意向を踏まえつつ公共施設等運営事業の候補案件をリスト
23 アップし、トップセールスをはじめとする案件候補の掘り起こしを重点的
24 に実施する。(令和4年度開始) <文部科学省>

25 ・地方公共団体によるスポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)等の整備等
26 における公共施設等運営事業の導入に関して、課題や導入可能性調査やア
27 ドバイザリーの活用などの現状の支援策の点検を行い、必要な支援等の検

1 討を行う。(令和4年度開始) <文部科学省>

2 ・スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)における公共施設等運営事業の
3 活用拡大に向け、導入可能性調査や整備等に活用が可能な交付金等(地方
4 創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、デジタル田園都市国家構想推
5 進交付金、社会資本整備交付金等)において、スポーツ施設(スタジアム・
6 アリーナ等)を重点対象に定める等、必要な支援等を行う。(令和4年度
7 開始) <内閣府、国土交通省>

8 ・スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)の具体の案件形成を推進するた
9 め、関係府省と連携しながら、支援パッケージや事例集の周知を図るなど、
10 説明会等において地方公共団体等への働きかけを積極的に実施する。(平
11 成28年度開始、令和4年度強化) <文部科学省>

13 ⑥文化・社会教育施設

14 令和4年3月末時点で、事業を開始(一部開始を含む)している案件が2件
15 ある。令和4年度から公共施設等運営事業等の活用に向けた取組を抜本的に強
16 化し、令和8年度までに10件の具体化を目標として以下の施策等に取り組む。
17 <文部科学省>

18 ・地方公共団体の意向を踏まえつつ公共施設等運営事業の候補案件をリスト
19 アップし、トップセールスをはじめとする案件候補の掘り起こしを重点的
20 に実施する。(令和4年度開始) <文部科学省>

21 ・文化・社会教育施設の整備等における公共施設等運営事業を含むPPP/
22 PFI手法の導入を促進するため、課題や現状の支援策の点検を行い、必
23 要な支援等の検討を行う。(令和4年度開始) <文部科学省>

24 ・公共施設等運営事業の活用推進に向け、先行事例を基にノウハウなどの横
25 展開を図り、また、実施契約書・要求水準書等のひな形を作成し、地方公
26 共団体への資料提供等を進める。(令和4年度開始) <文部科学省>

27 ・サービス刷新や活動活性化等、公共施設等運営事業等による文化施設の運

- 1 営改善のための支援事業を検討する。(令和4年度開始) <文部科学省>
- 2 ・デジタル田園都市国家構想推進における社会教育施設の活用促進にあわせ、
- 3 PPP／PFIの活用を促進する取組を検討する。(令和4年度開始) <
- 4 文部科学省>
- 5 ・文化・社会教育施設における公共施設等運営事業を含むPPP／PFI手
- 6 法の活用拡大に向け、導入可能性調査や整備等に活用が可能な交付金等
- 7 (地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、デジタル田園都市国家
- 8 構想推進交付金、社会資本整備交付金等)において、文化・社会教育施設
- 9 を重点対象に定める等、必要な支援等を行う。(令和4年度開始) <内閣
- 10 府、国土交通省>
- 11 ・文化・社会教育施設の具体の案件形成を推進するため、関係府省と連携し
- 12 ながら、支援パッケージや事例集の周知を図るなど、地方公共団体等への
- 13 働きかけを積極的に実施する。(平成28年度開始、令和4年度強化) <
- 14 文部科学省>

16 ⑦大学施設

17 令和4年3月末時点で、事業を開始している案件が1件ある。令和8年度ま

18 でに5件の具体化を目標として以下の施策等に取り組む。 <文部科学省>

- 19 ・収益を伴う施設の整備事業について、公共施設等運営事業等の可能性を検
- 20 討するため、ニーズ調査を実施し積極的な検討の促進を図る。さらに、導
- 21 入可能性調査の実施経費への支援や施設整備に対する一部補助などを通
- 22 じて、国立大学法人等を支援する。(令和4年度開始) <文部科学省>
- 23 ・国立大学法人等に対する施設整備補助の交付に際し、一定規模を超える新
- 24 築・改築事業については、原則としてPFIの実施を要件化し、当初予算
- 25 による割賦払いを通じて計画的整備を支援する。(令和4年度開始) <文
- 26 部科学省>

⑧公園

1 2 か所の国営公園等、利用料金の設定された公園における公共施設等運営
2 事業の導入を令和8年度までに2件を目標に検討する。その他の都市公園では
3 65公園でPark-PFIが活用され、107公園で活用を検討中であるところ、
4 引き続き官民連携手法の多様化に取り組む。このため以下の施策に取り組む。
5 <国土交通省>

6
7 ・国営公園における公共施設等運営事業については、民間活力を活用した管
8 理運営の充実等の観点から、広域的な見地から設置する公園のうち整備が
9 概成した公園の中でモデルとなる公園を設定し、民間事業者のニーズの把
10 握や制度運用等を含め、その導入に関して検討を行う。また、これらの状
11 況を踏まえ、他の公園における導入についても検討する。(令和4年度開
12 始) <国土交通省>

13 ・公園全体での民間活用の拡大について、調査から整備まで一貫して支援で
14 きる仕組みを検討する。また、各地で行われている先進事例をもとに、事
15 例集やノウハウ等を記したガイドラインを令和4年度中に作成し、横展開
16 等を図る。(令和4年度開始) <国土交通省>

17 ・Park-PFIと同様に、一定の公共還元等を条件として、建蔽率の参
18 酌基準の緩和等の特例について、PFI等他の官民連携手法を導入する際
19 にも措置できるよう対応を検討する。(令和4年度開始) <国土交通省>

⑨MICE施設

22 令和4年3月末時点で、2件が事業を開始している。この他2件マーケット
23 サウンディングを実施している(うち1件は一部デュージェレンスを実
24 施)²⁵。

25 公共施設等運営事業の実現にはMICE需要と事業者の体力の回復を待つ

²⁵ 平成29年度から令和3年度までの集中取組期間中の数値目標は6件であったところ、4件の達成にとどまった

1 必要があるが、具体化に向けた検討の支援は着実にを行うこととし、令和8年度
2 までに10件の具体化を目標として以下の施策等に取り組む。〈国土交通省〉
3 ・地方公共団体に専門家を派遣し、混合型を含む公共施設等運営事業方式導
4 入に向けた課題の調査を実施するとともに、MICE施設運営に関わる民
5 間サウンディング等を容易にするプラットフォームの整備に向けた検討を
6 行う。(令和4年度開始) 〈国土交通省〉

8 ⑩公営住宅

9 令和4年3月末時点で、実施契約を締結済みの案件が16件あり、そのすべ
10 てが公的不動産利活用事業である。²⁶

11 公営住宅の建替・集約化においては、低所得者の居住の安定を図ることを前
12 提としつつ、民間事業者の経営手法や創意工夫を活用することに依り管理運営
13 の効率化と資産価値の向上を図るとともに、余剰地の有効活用等を通じて収益
14 化を目指すことが重要であることから、今後についても、公共施設等運営事業、
15 収益型事業又は公的不動産利活用事業の具体化に向け、引き続き重点分野とし、
16 支援を実施する。

17 令和8年度までに10件の具体化(実施契約締結)を目標として以下の施策
18 等に取り組む。〈国土交通省〉

19 ・公営住宅の建替・集約化に際して、公共施設等運営事業、収益型事業又は
20 公的不動産利活用事業を積極的に活用し、公的負担の抑制に資する具体的
21 な案件形成を進められるよう、先行事例の情報提供の横展開を図るほか、
22 地方公共団体を支援する。(平成28年度開始) 〈国土交通省〉

24 ⑪クルーズ船向け旅客ターミナル施設

25 平成29年度から令和元年度までの集中強化期間中の数値目標は3件であ
26 ったところ、1件の達成にとどまった。

²⁶ 平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中の数値目標6件は達成した。

1 一方で、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を引き続き
2 強く受けている分野であり、令和2年3月から我が国港湾への国際クルーズの
3 寄港がない状況が続いているため、今後の動向等を見極めつつ、令和5年度以
4 降の数値目標を改めて検討することとする。〈国土交通省〉

- 5 ・福岡市ウォーターフロント再開発の公共施設等運営事業案件の旅客ターミ
6 ナル施設について、早期の実施方針の策定に向け、政府の関係部局が連携
7 して引き続き必要な支援を実施する。（令和2年度開始）〈国土交通省〉

9 ⑫公営水力発電

10 令和4年4月末時点で、事業を開始している案件が1件ある。²⁷カーボンニ
11 ュートラルの実現等に向けて、再生可能エネルギーの一つである公営水力発電
12 においても、老朽化した施設を適切に更新・改修することでその機能を最大限
13 発揮していくことが求められ、民間資金等を活用していくことが重要である。
14 このため、引き続き重点分野とし、支援を実施する。なお、公営水力発電は民
15 間代替性が高い分野であることから、経営効率化の手法は公共施設等運営事業
16 をはじめ、民営化・民間譲渡も選択肢として含まれ、事業者が個々の事情を勘
17 案して最適な方法を選択していくことが重要である。これを踏まえ、今後の経
18 営のあり方の検討（公共施設等運営事業に加え、民営化・民間譲渡等を含む）
19 が令和4年度末までに少なくとも3件行われるよう促す。〈経済産業省〉

- 20 ・公共施設等運営事業によるPFI事業の導入を前提とした水力発電開発地
21 点の導入可能性調査に対する補助事業を計上し、地方公共団体における検
22 討、移行を支援する。（平成30年度開始）〈経済産業省〉

- 23 ・鳥取県営水力発電の先行事例について、他の公営水力発電事業への適用拡
24 大を図るため、情報提供をはじめとした横展開を図る。（令和3年度開始）
25 〈経済産業省〉

²⁷ 平成30年度から令和2年度までを集中強化期間として、3件の公共施設等運営事業の具体化を目標としていたが、1件の具体化にとどまった。

1 ⑬工業用水道

2 令和4年3月末時点で1件が事業開始済みであり、同年4月より2件が事業
3 を開始した。²⁸

4 今後についても公共施設等運営事業をはじめとする多様なPPP/PFI
5 を活用し、民間の創意工夫による良質なサービスの提供、収入の増加や経費の
6 縮減による財政負担の軽減を図るため、次に掲げる措置等を講ずることにより、
7 令和8年度までに3件の具体化を目標とする。〈経済産業省〉

- 8 ・令和3年度に事業を開始した、又は令和4年度に事業を開始する公共施設
9 等運営事業の先行事業における契約書及び要求水準書のひな形を作成し、
10 周知する。(令和4年度開始) 〈経済産業省〉
- 11 ・先行事業において、円滑な事業運営を行えるよう、情報提供や助言等によ
12 り継続的な支援を行うとともに、意見交換を通じて得られる運営上の課題
13 や導入効果を検証する(令和3年度開始、令和4年度強化) 〈経済産業省
14 〉
- 15 ・先行事業の事例の横展開のため、トップセールス等の働きかけを実施する。
16 (令和4年度開始) 〈経済産業省〉
- 17 ・全国各地で官民連携推進協議会や地域懇談会等を活用し、上記の検証結果
18 を含めた先行事例の詳細な情報を共有することを通じ、他事業者の導入検
19 討を促進するための啓発活動を実施する。(令和3年度開始、令和4年度強
20 化) 〈経済産業省〉
- 21 ・デジタル技術等活用、広域化、民間活用の一体的推進による事業モデルの
22 創出に向け、令和4年度に調査事業を実施する。(令和4年度開始) 〈経済
23 産業省〉

24

²⁸ 平成30年度から令和2年度までの集中強化期間の数値目標3件は達成した。

1 ⑭その他分野横断的事項

- 2 ・地方公共団体等が行うデューディリジェンス等の公共施設等運営事業の
3 準備事業に要する負担に対する支援を実施する。(平成28年度開始) <
4 厚生労働省、国土交通省>

5
6 4. PDCAサイクル

7 (1) アクションプランのPDCAの進め方

8 本アクションプランについては、事業規模、重点分野やその数値目標、施
9 策の進捗状況やその成果について毎年度フォローアップを行い、現状を把握
10 して課題を抽出し、対応策を検討する。特に重点実行期間中は、対応策の検
11 討結果や更なる取組強化の検討状況を踏まえ、毎年アクションプランを見直
12 す。また、フォローアップの結果は、各地方公共団体における取組の目安と
13 なるよう、比較可能な形でベンチマーク化するなど「見える化」に工夫をす
14 る。

15 事業規模目標については、PPP/PFIが自律的に展開されるための基
16 盤を早期に形成するための令和4年度からの5年間の重点実行期間における
17 施策の達成状況や、社会経済情勢等を踏まえ、中間評価を行い必要な見直し
18 を検討する。

19
20 5. その他

21
22 令和3年改定版は、廃止する。